

○大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付要綱

(令和3年3月25日要綱第20号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進に関して町内で自主的かつ積極的に行う事業に対し、予算の範囲内において大刀洗町男女共同参画推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、大刀洗町補助金等交付規則(昭和58年大刀洗町規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「大刀洗町男女共同参画推進団体」とは、大刀洗町男女共同参画推進団体登録要綱(一年一月一日大刀洗町要綱第一号)に定める大刀洗町男女共同参画推進団体「もちのきの会」に登録をしているものとする。

(補助金対象団体等)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会
- (2) 校区コミュニティー団体
- (3) 大刀洗町男女共同参画推進団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画推進に関する研修会等への参加
 - (2) 男女共同参画推進に関する研修会等の開催
 - (3) 男女共同参画推進に関する啓発資材作成及び配布
 - (4) その他町長が適当であると認めた活動
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。
- (1) 主たる活動が営利を目的とするもの
 - (2) 主たる活動が特定の政党、宗教又は教団を支援するもの
 - (3) その他町長が適当でないと認めた活動

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 講師等謝金
- (2) 活動等行うために必要な経費(印刷費、消耗品費、郵送料、会場使用料等)
- (3) 負担金(研修会参加費等)
- (4) その他町長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 交際費
 - (2) 慶弔費
 - (3) 研修会等の遂行に必要と認められない食糧費
 - (4) 備品購入費
 - (5) その他町長が適当でないとした経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業で得られた収入の額を除いた額とし、当該年度において1団体等につき2万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体等（以下「補助団体等」という。）は、事業を実施した日から起算して30日以内に大刀洗町男女共同参画推進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付額確定通知書(様式第4号。以下「通知書」という。)により補助団体等に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 町長は、第8条の規定による補助金の交付決定額と前条の規定による補助金の確定額が同額であるときは、前項に規定する通知書を省略することができる。

(補助金の取消し)

第11条 町長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 補助対象者は、前条の規定により町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

大刀洗町男女共同参画推進事業補助金実績報告書兼請求書

[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

大刀洗町男女共同参画推進事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]